



ワクチン接種証明書による待機期間の短縮等について

○入国後14日間の自宅等での待機期間の短縮

「検疫所が確保する宿泊施設での待機対象となっていない国・地域」又は「検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機対象となっている指定国・地域」から入国・帰国する方で、条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は、入国後14日間の自宅等での待機期間中、入国後10日目以降に自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省（入国者健康確認センター）に届け出ることにより、残りの待機期間が短縮されます。

○検疫所が確保する宿泊施設での3日間待機の免除

「検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機対象となっている指定国・地域」から入国・帰国する方で、条件を満たした有効なワクチン接種証明書を保持する方は、宿泊施設での待機及び入国後3日目の検査を求めないこととします（自宅等での待機はこれまで通り必要です）。

※ 上記条件に当てはまる場合でも、別途、検疫所又は保健所から自宅等での待機の継続等について指示があった場合には、その指示に従う必要があります。

※ 年齢要件でワクチン接種が認められていない子どもは、上記の待機短縮等は認められません。保護者等が待機期間の短縮を受けるに当たり子どもの陰性結果が必要な場合があります。

※ 10日目以降に受けた検査の結果が出るまでに、数日を要する検査機関もありますので、必ずご自身でご確認の上、受診してください。

※ 濃厚接触者の場合、自宅等での待機期間の短縮の対象となりません。

滞在国・地域	有効なワクチン接種証明書	0日目 入国日 帰国日	1～3日目	4～10日目	11～14日目
(1)	なし	検疫で検査	自宅等で待機		
	あり	検疫で検査	・自宅等で待機 (10日目～14日目に自主検査しない場合)		
	あり	検疫で検査	・自宅等で待機 ・10日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出		待機終了のお知らせにより待機期間短縮
(2)	なし	検疫で検査	・検疫所が確保する宿泊施設で待機 ・3日目に施設で検査	自宅等で待機	
	あり	検疫で検査	・自宅等で待機（検疫所が確保する宿泊施設での待機免除） (10日目～14日目に自主検査しない場合)		
	あり	検疫で検査	・自宅等で待機 ・10日目以降に自主検査し、陰性結果を入国者健康確認センターに届出		待機終了のお知らせにより待機期間短縮

【滞在国・地域】

(1) 検疫所が確保する宿泊施設での待機対象となっていない国・地域

(2) 検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機対象となっている指定国・地域

●ワクチン接種証明書は**原本をコピーしたものを検疫所に提出してください。**

※電子接種証明書の場合は検疫所職員に御相談ください。

●接種証明書は**以下①～⑤の条件を満たすもの**に限り、**有効**です。**別表にある国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書**であること。

①

- ※ 日本で発行された接種証明書は、以下のいずれかに該当するものが有効です。
 - ・政府又は地方自治体発行の「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書」
 - ・地方自治体発行の「新型コロナウイルスワクチン予防接種済証」
 - ・医療機関等発行の「新型コロナワクチン接種記録書」
 - ・その他同等の証明書と認められるもの

以下の事項が日本語又は英語で記載されていること。

②

- ・氏名 ・生年月日 ・ワクチン名又はメーカー ・ワクチン接種日 ・ワクチン接種回数
- ※ 生年月日の代わりに、パスポート番号等本人を特定するための事項が記載してあり、パスポート等と照合して本人の接種証明書であることが確認できれば有効とみなします。
- ※ 接種証明書が日本語又は英語以外で記載されている場合、接種証明書の翻訳（日本語又は英語）が添付され、記載内容が判別できれば有効とみなします。

接種したワクチンの**ワクチン名/メーカーが、以下のいずれかである**ことが確認できること。

③

- ・ **Comirnaty(Comirnaty)筋注/ファイザー(Pfizer)**
- ・ **Vaxzevria(Vaxzevria)筋注/アストラゼネカ(AstraZeneca)**
- ・ **COVID-19ワクチンモデルナ(COVID-19 Vaccine Moderna)筋注/モデルナ(Moderna)**
- ※ 上記のワクチン名/メーカーは日本における名称です。
- ※ インド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield) 」については、2021年10月12日午前0時以降、「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注/アストラゼネカ (AstraZeneca) 」と同一のものと取り扱うこととします。

④

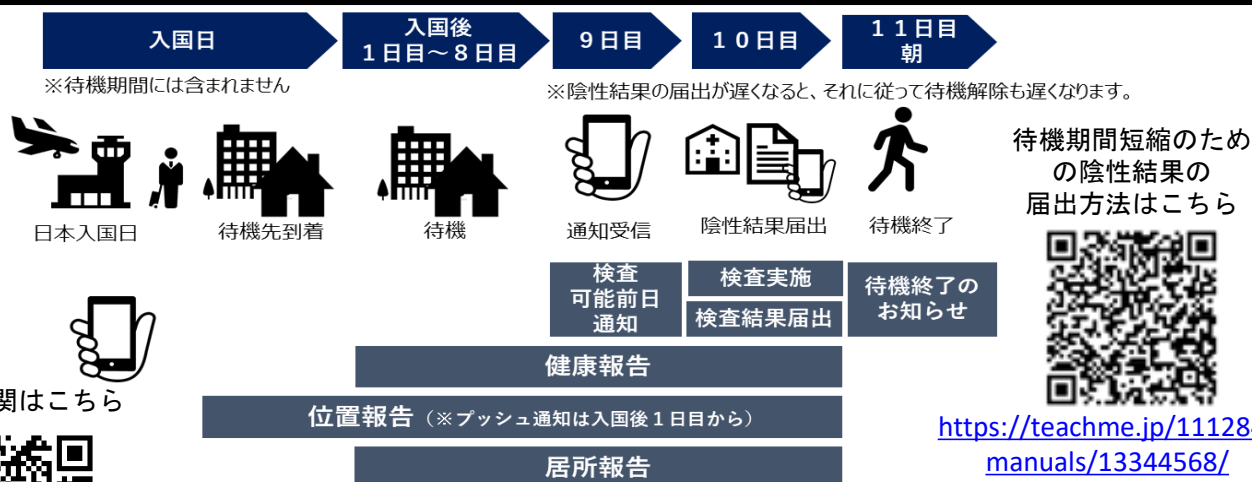
③のワクチンを**2回以上接種**していることが確認できること。

※ 異なるワクチンを接種した場合も、2回とも③のいずれかのワクチンを接種している必要があります。

⑤

日本入国・帰国時点で**2回目のワクチン接種日から14日以上経過**していることが確認できること。

●入国後14日間の待機期間短縮の流れ（最短スケジュールの場合）



※認められる検査実施機関は、医療機関又は衛生検査所となります。

QRコードからHPをご参照ください。

PCR検査又は抗原定量検査に対応した検査機関に限ります。

※10日目以降に待機期間短縮のための検査をする目的で検査機関へ移動することは不要不急の外出には当たりませんが、自家用車等、公共交通機関以外の交通手段で移動してください。

ワクチン接種証明書の発行国・地域

(2021. 11. 19) <別表>

(※印がある国・地域で発行される証明書は、2021年11月22日午前0時以降に入国・帰国される方から本措置の対象となります。)

国・地域名
北米
米国全土 (CDCカード)
米国 (北マリアナ)
米国 (ニューヨーク州)
米国 (ニューヨーク市)
米国 (バージニア州)
米国 (ペンシルベニア州フィラデルフィア市)
米国 (メリーランド州)
米国 (ルイジアナ州)
米国 (ワシントンDC)
米国 (ワシントン州)
米国 (オレゴン州)
米国 (グアム)
米国 (カリフォルニア州)
米国 (アリゾナ州)
カナダ (アルバータ州)
カナダ (ブリティッシュコロンビア州)
カナダ (ユーコン準州)
カナダ (ケベック州)
カナダ (オンタリオ州)
カナダ (ニューファンドランド・ラブラドール州)
カナダ (ニューブランズウィック州)
カナダ (マニトバ州)
カナダ (サスカチュワン州)
カナダ (ノバスコシア州)
カナダ (ノースウエスト準州)
カナダ (ヌナブト準州)
カナダ (プリンス・エドワード・アイランド州) ※
欧州
アイスランド
アイルランド
アンドラ
イタリア
英国
エストニア
オーストリア
オランダ
キプロス
ギリシャ
クロアチア
コソボ
ジョージア
スイス
スウェーデン
スペイン
スロバキア
スロベニア
チェコ
デンマーク
ドイツ
トルクメニスタン
バチカン
ハンガリー
フィンランド
フランス
ブルガリア
ベラルーシ
ベルギー

国・地域名
ボスニア・ヘルツェゴビナ※
ポーランド
ポルトガル
マルタ
ラトビア
リトアニア
ルーマニア
ルクセンブルク
アジア
インドネシア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
東ティモール※
バングラデシュ※
フィリピン
ブータン※
ブルネイ
ベトナム
香港
マレーシア
モルディブ
モンゴル※
大洋州
オーストラリア
サモア
ソロモン※
パラオ
パプアニューギニア
マーシャル諸島
中南米
アルゼンチン※
英領バミューダ※
エクアドル
グアテマラ
コスタリカ
ジャマイカ
ドミニカ国
ニカラグア
パラグアイ
ベリーズ
ホンジュラス
メキシコ※
中東・北アフリカ
アラブ首長国連邦
イスラエル
オマーン※
チュニジア
トルコ
バーレーン
レバノン
サブサハラ・アフリカ
エチオピア※
ガボン
セーシェル※
日本